**令和６年度　生活困窮者への緊急支援活動助成交付要項**

１　助成の目的

　　生活福祉資金のコロナ特例貸付けの償還が始まるなか、借受人の中には償還が困難な人や、償還ができたとしても引き続き生活が厳しい人も多く、社会福祉協議会では継続的な生活支援を含めた相談対応を行っているところです。こうした相談対応を行うなかで、アウトリーチやつながるきっかけづくりのツールとして、相談窓口への来所時に緊急的に配布するための食料品や日用品等の整備が必要であるとの声が上がっているため、本助成では社会福祉協議会が生活にお困りの方への生活相談などを行う際、ツールとして活用できる食料や日用品の配布や、これらを通じたアウトリーチ等の活動を対象に緊急的な支援を行います。

２　助成対象団体

　　市町村社会福祉協議会

３　助成対象事業

・食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業

・生活困窮に関する相談事業（電話代、SNSサービス利用料の通信運搬費等）

・生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管

・生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり（アンケート、電話、訪問等）

４　助成事業の対象期間

**令和６年４月１日～令和７年３月３１日**

　　令和６年４月１日以降の活動であれば対象となります。

５　助成額

事業に必要と認められる経費について、予算の範囲内で次のとおり助成します。

助成総額は２７０万円を予定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成率 | ９０％ |
| 助成限度額 | ５００，０００　円 |

６　助成対象経費

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします。

・消耗品、備品費（食料品、日用品）、印刷製本費、通信運搬費、旅費交通費 等

７　対象外経費

　　・事業にかかる人件費、謝金

　・食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とします）

　・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費

・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）

・ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）

・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料

・団体の維持・管理のみを目的とした経費

・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費

・助成対象期間（令和5年度内）外の活動に関する経費

・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または申請書から当該経費の必要性が読み取れないもの

８　助成金の交付申請

　　助成金の交付を受けようとする場合は、助成申請書（様式１号）に指定の書類を添付し、茨城県共同募金会に１部提出してください。

９　申請締め切り

**令和６年１２月６日（金）　茨城県共同募金会必着**

　　この助成は随時課題解決に取り組めるよう申請期間を長期に設定しました。ただし、予定する助成総額に達した時点で終了とさせていただきます。

１０　助成決定

　　令和６年７月以降順次決定し社会福祉協議会あて通知します。

１１　助成金の送付

　　助成金は、助成事業の円滑な遂行を図るため交付請求書（様式２号）の提出に基づき助成金を全額払いします。

１２　実績報告

　　助成事業者は、令和７年３月３１日まで若しくは事業完了後１カ月以内に完了報告書（様式第３号）に指定の書類を添付し本会に提出してください。

１３　問い合わせ先

　　　社会福祉法人　茨城県共同募金会　〒310-0851　水戸市千波町1918

　　　℡　029-241-1037　ＦＡＸ　029-244-1993　e-mail　iba-cc@atlas.plala.or.jp